

平成 27 年 6 月 1 日の改正建築基準法の施行に伴う

新たな構造計算適合性判定の取り扱いのご案内

(一財)大阪建築防災センターでは、改正建築基準法等による制度改正や業務範囲の拡大を契機に、下記のように、これまで以上に皆様へのサポートの強化、迅速な業務処理を心掛けてまいりますので、一層のご利用、ご愛顧を宜しく申し上げます。

記

I. 判定の申請方法と対象規模等の変更

- ① 〔判定の申請方法〕 建築主様からの**直接申請**となりました。
- ② 〔判定する建物規模〕 規模の制限がなく府内の全ての規模が可能です。
[旧] 31m以下かつ 3000 m²以下が対象
[新] 制限が撤廃され全ての建築物が対象
- ③ 〔計画通知建物の判定〕 **計画通知建物の判定が可能**となりました。

II. 適合性判定業務の新たな取り組み

- ① 〔判定期間の短縮化〕 これまでも判定期間の短縮に取り組んでまいりましたが、今後一層、質疑事項の合理化や**迅速な業務処理**により、事前審査を含めた**全体の判定期間が 14 日以内**を目途に短縮に努めます。
- ② 〔事前審査の活用〕 事前審査段階から確認機関と連絡調整を行い、本申請後の手続きが円滑に進むよう**事前審査を充実**いたします。
- ③ 〔事前相談窓口の設置〕 判定を手戻りなく円滑に進めるために、皆様方の技術的なご相談を、判定員が直接お受けする**事前相談(テクニカルアドバイス)窓口を設置**しております。

○上記の窓口 1. 手続きについてのご相談 企画調整部長 葛原栄一まで
2. 技術的なご相談 判定部長 田中哲雄まで
なお、詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。
電話番号 06-4793-8411 FAX 06-4793-8412